

管内居宅介護支援事業所 管理者 様

砺波地方介護保険組合 業務課

令和7年度居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算の届出について

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算とは、正当な理由がなく、判定期間に作成されたケアプランに位置付けられている訪問介護サービス等のうち、同一のサービスに係る事業者によって提供されるものの占める割合が80%を超えた場合には、減算適用期間の全ての居宅介護支援費が1月につき200単位の減算となるものです。

つきましては、対象サービスのうち、いずれかのサービスについて紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、下記のとおり届出をお願いします。また、超えていない場合でも、各事業所において、報告書を5年間保存願います。

記

1. 提出書類	(別紙様式1) 居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書	
2. 提出方法	以下①②のいずれかの方法で提出願います。	
	① 電子データ 【推奨】	下記 URL の提出用フォームにて提出 ・提出フォーム URL https://x.gd/xQe7e
	② 紙媒体	〒939-1392 砺波市栄町7番3号 砺波地方介護保険組合 業務課
3. 提出期限	前期分	令和7年9月16日(火)
	後期分	令和8年3月16日(月)
4. その他	砺波地方介護保険組合ホームページにも掲載しています。 ・組合ホームページ URL https://x.gd/pqrSX	
5. 留意事項	(1) 対象サービスは、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の4事業です。 (2) 判定期間及び減算適用期間 前期 判定期間 3月1日から8月末日 減算適用期間 10月1日から3月31日 後期 判定期間 9月1日から2月末日 減算適用期間 4月1日から9月30日 (指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(老企第36号))	